

# 会員全世帯へ先行回覧

新子安南部町内会  
会計部長 宮腰 善一

## 件名：令和8年度町内会費集金について

新子安南部町内会の皆様、日頃は町内会活動へご協力頂き厚くお礼申し上げます。

各組幹事ならびに会員皆様にはお手数をお掛けいたしまして誠に恐縮ですが、本年度の町会費の集金は例年通り各組幹事を通して行いますのでの皆様のご協力をお願い申し上げます。

この回覧は令和8年度の町内会費の新集金についての事前告知です。5月の幹事会で詳しく新幹事と会員皆さまに再度案内があります。5月中旬以降に町内会費の集金のために新幹事さんが戸別訪問しますので、よろしくご理解ください。集合住宅のマンション・一部アパートのオーナーさんや管理会社については請求書方式で収集します。

① 令和7年度町会費金額(例年通りで変更ありません)

一世帯当り 年額：3,600円(月額：300円)

単身者世帯当り 年額：1,800円(月額：150円)

会費は年額となっています。会費は各組の幹事さんに渡してください。

② 各世帯からの集金

各幹事が会員皆様の家庭に会費の集金に伺います。事前に「町会費の集金お願い」が各幹事より配布されるかもしれませんが、幹事に都合の良い日時を知らせて下さい。幹事が集金をする時に集金帳簿を見せますのでその場で幹事が該当者欄に捺印なので(日頃面識がある場合は、幹事宅に会費を持参しても構いませんし、直接行くかもしれませんが)金額を必ず確認ください。領収書が必要な方には、幹事にお申し出ください。(各組にはあらかじめ領収書を渡します。)

③ 集金した会費の回収方法と期限

今年も昨年に続き集金した会費は特定の日を持ってきていただくのではなく、各組幹事さんが新子安郵便局(セブンイレブンそばの郵便局です)に持って行く事になります。なお郵便局さんが4月から変わっていますが、引き続き同様の事を次の局長さんがやっていただく了解もとっております。集まり次第早めに持って行く事も可能です。

**幹事が集めた会費を提出する期限は6月26日(金曜日)**としますので、各会員においては、期限に間に合うようにあらかじめ早く幹事に支払っていただければと思います。

期限厳守していただきたいのは、横浜市への補助金申請(期限があります)の基礎データとなるからです。

以上

※注意

【資料1】とあるのは、来月配布する新幹事向け資料の整理番号につながる番号です。